注意喚起

那医発第 180号 令和2年3月16日

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 山城 千秋 担当理事 宮城 政剛



日頃より予防接種事業及び感染症対策にご支援ご協力賜り、感謝申し上げます。

先日 (2/26・木) 開催の会議に引き続いて、那覇市医師会でも「新型コロナウイルス感染症対策会議 (感染症・予防接種委員会 拡大会議 (3/6・金))」を開催し、下記内容について議論させていただきましたのでご報告致します。

☆ 問合せ先:那覇市医師会・事務局(上地・上原) Tm 098-868-7579

第1回 那覇市新型コロナウイルス感染症医療対策連絡会議(2)

令和2年2月27日(木)、第1回那覇市新型コロナウイルス感染症医療対策連絡会議が那覇市保健所において南部地区の病院関係者、那覇市保健所、那覇市医師会、事務の方々が参加して開催されました。(注意喚起 No.21 の続報になります。)

今回は「11.保健所への相談」部分について、当会「感染症・予防接種委員会・拡大会議」で討議し、作成しておりますのでご報告致します。(理事会にて了承)

11. 現在の医療体制としては第一段階であり、封じ込めの時期であり、疑い症例は保健所に相談してから診断、検査の段取りを相談する。(クリニックから直接検体を提出して、陽性がでたらクリニックの職員は全員濃厚接触となり 14 日間クリニックを一時閉院することになる。その事は留意すべきである)疑わしい症例はまず、保健所に相談してほしい。

☆☆ クリニックでの発熱患者の対応について ☆☆

新型コロナウィルスが発症して、総合病院のみならず、

一般クリニックにも混乱が起きています。

新型コロナウィルス感染症に関しては少ないながらも情報が出てきました。どのように診ていき、保健所、相談センターに電話して貰うか纏めてみました。

I) 以下の(1) ~ (4) に関しては新型コロナウィルス感染症が疑わしくなります。保健所へ相談が望ましいと思われます。

那覇市保健所:853-7971

那覇市帰国者・接触者相談センター:853-7962、853-7971

◎ 症例定義に準じる症例

- (1) 発熱または咳などの呼吸器症状(軽症の場合を含む。)を呈する者であって、新型コロナウイルス感染症であると確定した ものと濃厚接触があるもの
- (2) 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前 14 日以内 に新型コロナウィルス流行地(国内外)に渡航又は居住してい たもの
- (3) 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前 14 日以内 に新型コロナウィルス流行地(国内外)に渡航又は居住してい たものと濃厚接触があるもの

◎上記症例定義に準ずる症例以外に以下の症例

- (4) 37.5 度以上の発熱、呼吸器症状が 4 日以上続く症例(高齢者などでは2日以上)
- ☆ 上記条件が当てはまるような場合相談者センターに相談して もらうようにご説明・ご案内ください。

Ⅱ)診療体制に関しては、

1) 新型コロナウイルス感染症の鑑別を考える場合:

新型コロナウイルスの感染力に鑑みるとき、通院患者以外、旅行者、初診患者は接触歴、渡航歴を考えながらクリニックになるべく入らない状態で診療し判断することが望ましいと考えます。

(時間的・空間的に患者さんの導線を確保できる場合は、院内での診療も可能です)

2) 発熱早期の受診者に関して:

発熱や上気道感染症の症状が有るだけで診察をしないことは、 応召義務に反する可能性があるため、その点にご注意ください。

- ① 感染予防体制などの関係で、どうしても診療できない場合には、電話相談センターの連絡先の情報提供などをお願いします。
- ② 診療される場合には、駐車場内や、屋外での診察に関しては、 十分にプライバシーに配慮ください。

さらに、診察室以外での医療行為は、医療者側にも感染の機会を 増やす可能性がありますので、その点にご注意ください。

インフルエンザ抗原検査などのために検体を採取する行為は、感 染予防対策(サージカルマスク、ゴーグルあるいはシールド、ガウン、手袋)を十分に取れない場合は、実施せず臨床的判断で投 薬することも考慮ください。

※注意:併存疾患(呼吸器疾患など)がある場合、疲労感(全身倦怠感)の強い場合、呼吸困難感等の症状が揃っている場合は、新型コロナウィルス感染症の場合重症化する傾向があります。このような場合には患者さんへの注意喚起や、クリニックからの保健所や相談センターへのご連絡もご考慮ください。

以上です。